

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁
等連絡会議幹事会（第2回会議）議事概要

- 第1 日 時 令和7年1月21日（火）午前10時
第2 場 所 ウェブ会議の方法による開催
第3 議 事 （次のとおり）

○法務省民事局

それでは時間になりましたので、関係府省庁等連絡会議幹事会第2回を開催します。

本日はお忙しい中、関係各府省庁、そして、最高裁の皆様にもお入りいただきありがとうございます。

昨年10月4日に開催いたしました幹事会第1回に引き続きまして、本日の第2回会議でも、関係府省庁等の相互間の密接な連携・協力を確保するために意見交換をお願いしたいと考えております。

本日の会議も、法務省民事局参事官が進行させていただきます。

それでは、議題1から議題3について、一括して取り上げさせていただきます。本日の議題は、お配りしている議事次第に記載のとおりですが、相互に関連するので、一括して取り上げたいと考えております。よろしく願いいたします。

まず議題1関係の説明です。

民法等改正法を円滑に施行し、子の利益を確保するためには、その趣旨・内容が正しく理解されるよう、適切かつ十分な周知を行っていくなどの環境整備が必要です。

そこで、各府省庁の御協力をいただき、昨年12月に改正法の内容を解説するためのパンフレット等を作成し、これを関係府省庁、法務局・地方法務局、地方自治体の戸籍担当部局、裁判所、弁護士会、司法書士会、認証ADR機関、法テラス等に対し、適宜の事務連絡を添えて送付いたしました。事務連絡の一例はお配りしている資料のとおりです。

各府省庁等においては、それぞれの関係機関・関係団体等に、このパンフレットを既に周知し、または今後順次その周知を進めていただく予定であると承

知しております。周知に御協力いただき感謝しております。ありがとうございました。

また、法務省では、今月ですけれども、改正法の内容を解説する動画を作成し、これをY o u T u b e で公開いたしました。こちらの動画につきましても、法務省から各地方自治体の戸籍担当部局等に案内をしているところでして、各省庁の皆様方におかれましても、必要に応じて、それぞれの関係機関・関係団体等に御案内いただくようお願いいたします。

今後、法務省で予定しております周知活動としては、前回の幹事会における御意見を踏まえて、外国語版のパンフレットの作成や、必要に応じて追加のパンフレットなどの作成を進めていきたいと考えております。引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議では、各府省庁等における周知状況について情報共有いただけることや、今後の周知活動に関する御意見等がありましたら、後ほど御発言いただきますようお願いいたします。

続いて、議題2の関係ですけれども、議題2のQ & A形式での解説資料につきましては、現在、法務省を含めた各府省庁等において、改正後の民法の規定の内容自体に関する質問のみでなく、民法等改正法が各種の行政手続や支援策に与える影響の有無・内容に関する質問についても、検討を継続していただいている状況と承知しております。

また、このQ & A形式での解説資料を作成するにあたっては、様々な立場の方の御意見を聞くことが有益であると考えられ、参議院での附帯決議もそのような意見聴取を求められているところです。そこで、法務省では、様々な立場の方々と意見交換の場を設けるなどしておりまして、その過程で、Q & A形式での解説資料に盛り込むべきQ u e s t i o nの御提案を頂くこともございました。

法務省に寄せられた意見の中には、例えば、今後の周知活動においては、今回の法改正によってルールが変わった点について解説することと同様に、今回の改正によっても特段の変更がない点についても解説することが重要であるといったものもございました。特に、父母の離婚後の子の養育については、親子の安全・安心を確保することが重要であるということ、このことは今回の改正の前後を問わず変わらないのだということを、しっかりと意識してほしいとい

った意見もいただいたところです。

各論的な御意見の一例を御紹介すると、例えば、父母双方が親権者である場合に子のために契約の締結等をするためには、必ず父母双方がその契約書に署名押印しなければならないのか、といった御質問が寄せられました。これに対する回答としては、親権を共同して行うという意味については、改正前の民法の解釈と同様に、父母の共同の名義による親権行使を必須とするものではなくて、例えば、父母の一方が他方の同意を得て、単独名義で親権の行使をする場合も含まれるところであって、そのため、子のための契約の締結等の際に、父母双方の署名・押印が必須となるわけではないということになるかと考えております。また、改正前の民法の下では、実務上契約書等への父母の一方の署名・押印をもって他方の黙示的な同意を推定するものとして取り扱われることもございましたが、新民法はこのような実務的な取扱いを変更することを求めているものではないといったことも明らかにしていくことが重要であろうと考えております。

またこのほかの御質問として、例えば、父母双方が親権者である場合において、修学旅行を含めた学校行事への子の参加について、子と同居する親がこれに賛成したにも関わらず、別居する親がこれに反対した場合には、子はその学校行事に参加することはできなくなるのかといった御質問も寄せられているところです。これに対する回答としては、修学旅行を含めた学校行事への参加に関する判断は、「日常の行為」に該当し、父母の一方が単独でその決定をすることができることや、子と同居する親がその参加に賛成している場合には、子と別居する親がこれに同意していなかったとしても、そのことのみを理由に当該学校行事に参加することができなくなるというわけではないということを明らかにしていくことが重要であろうと考えております。

Q&A形式の解説資料に関する各府省庁等における検討状況や、その検討に当たって、関係機関や関係団体との意見交換の状況などについて、情報共有いただけることがありましたら、後ほど御発言いただきますようお願いいたします。

続いて、議題3関係の説明にまいります。議題3の関係で、民法等改正法の施行準備に向けた関係府省庁等のこれまでの取組や今後の取組予定について、情報共有を図りたいと考えております。

法務省における取組はお配りしている資料のとおりです。

昨年10月の幹事会以降の主な動きとしては、議題1で御説明したパンフレットや動画等における周知のほか、関係機関、地方自治体や裁判所における研修会において、改正法の内容を説明しております。また、法定養育費の額などを定める法務省令の検討のため、有識者による検討会を昨年11月に立ち上げました。

また、予算関係として、令和7年度予算の概算要求に計上していたものは、令和6年度補正予算に組み込まれております。

各府省庁等における取組について、情報共有いただけることがありましたら、後ほど、御発言いただきますようお願いいたします。

まずは、法務省民事局からの御説明は以上になります。

それでは、何かこの機会に御発言いただける府省庁等の方がいらっしゃいましたら御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○こども家庭庁

支援局です。前回幹事会で、こども家庭庁から説明したひとり親家庭に関する周知広報につきましては、補正予算、おかげさまで財源的な措置がされました。

この予算を活用して、令和6年度から令和7年度にかけて準備を進めていって、法務省と連携しまして、こども家庭庁の各種施策について、リーフレットを作ったりとか、動画を作ったり、特設サイトを作成するなど、当事者目線、当事者の疑問に答える形で周知・広報を行っていかうと思っております。

法務省に、逆に私達からもちっとお伺いしたいのですけれども、このパンフレット、法務省の情報を伝えるというパンフレットもそうですけれども、一方で、ひとり親家庭や当事者自身が思っている疑問、この疑問について答えるような分かりやすいパンフレットということを作成してはどうですか、ということをお伝えしたのですけれども、これについての検討状況について教えていただきたいなど。

こども家庭庁はそういった当事者団体、親子の交流支援団体など、様々な方々からお問い合わせをいただいているところでして、それらについての疑問について答えていくことが必要ではないかと思っているのですが、これについて、どんな御検討状況なのか、というところを教えていただければなと思っております。

ます。

また、国民の立場からすると、各省庁の施策情報にワンストップでアクセスできるよう、共同親権について、法務省のホームページを見たら、例えば、ひとり親家庭の支援について影響があるということであれば、そこから、こども家庭庁のホームページも飛ぶとかいうような形にすることで、リンク先をワンストップで集約することも有益と思われるので、御検討いただければと考えております。

○法務省民事局

今御提案いただきました、特にひとり親向けの周知、その中で疑問に思っている点、あるいは不安に思っている点についても説明していくという取組について、我々も積極的に御協力させていただければというふうに思っております。ですので、どういうものを作っていくのか、そして、正しく民法の情報が伝えられるように、いろいろな形で御協力させていただければというふうに思っております。

また、相互リンクについては、我々としてもしっかりと情報提供、ホームページを通じてやっていきたいと考えています。まだまだ、ホームページの情報がいろいろ錯綜しているところがありますので、少しずつ整理しながら、法務省のホームページを見ていただいて御疑問が生じたら、こども家庭庁さんならこども家庭庁さんのところに飛べるような形をお互いにそこは協力して作っていきなさいと思っております。よろしくお願いします。

○内閣府

男女共同参画局男女間暴力対策課です。内閣府からは、パンフレットの周知などについて、情報共有という観点で御報告を申し上げたいと思います。

内閣府では、厚生労働省とも連携いたしまして、昨年12月、各都道府県のDV被害者からの相談等の窓口の担当課へ周知を行いました。

この周知の際には、配偶者暴力相談支援センターにおける活用のほか、管内の市区町村の関係部局ですとか、DV被害者への支援等を行う団体等への情報提供にも努めていただくようお願いをしたところです。

本日は、関係省庁との認識共有、意見交換の機会ですので、このパンフレットについて、その活用による周知広報の重要性という観点から、2点申し上げたいというふうに思います。

1点目は、このパンフレットの内容は、改正法の趣旨、内容を正確に周知するという観点から、記載内容については十分精査をされて作成されたというふうに認識しております。

ただ、例えば、ごく一部の記述を切り取って用いたりですとか、あるいは一部のみを殊更強調したりということになりますと、当事者の方々などにとって、正確な趣旨内容を伝えることができず、かえって不安が増してしまう、あるいは支援者の方々が支援に二の足を踏んでしまうというようなことにもなりかねないように思います。

したがって、パンフレットの全体を用いて、改正法の趣旨、内容の周知を重ねていくことを通じて、多くの方にとって正確な説明にアクセスしやすい状況を作っていくということが重要ではないかと認識しています。

もう一点は、内閣府の施策を検討する調査会の中でも、改正法の施行に向けての御意見をいただいております。後ほど詳細も共有いたしますけれども、先般も、このパンフレットはご覧になった上で、であります。例えば、「急迫の事情」の意義でありますとか、改正法の趣旨・内容の更なる周知が必要であるという御意見も寄せられているところですので共有をいたします。

こういったことも踏まえまして、引き続き内閣府としても、法務省はじめ、関係省庁と連携して更なる周知等に努めてまいりたいと思っております。

それから、議題の2のQ&Aについて簡単に申し上げますと、議題1のパンフレットというのは、多くの方に読みやすく、簡潔で分かりやすいものにするという性質のものであらうと思います。

これに対してQ&Aについては、国会における審議等も踏まえて、DVの被害を受けられている方や、その支援を行う方々なども含めて、不安や疑問に答えられるものにしていくという必要があると考えております。

例えば、一言でDVと言っても、受けている暴力の形態が様々であるということも前回の会議でも申し上げました。それだけではなくて、被害に至る経緯でありますとか、証拠の有無などについて、様々な状況があり得ることも指摘されているところです。

こうしたことも念頭に置きながら、先ほどのパンフレット、あるいは動画と合わせて見たときに、改正法の内容が正確に理解される、理解が一層進むというものにしていくという観点から、法務省におかれましては、引き続きお取り

まともに御尽力をお願いしたいと思いますし、我々としても協力してまいりたいと思います。

その他、施行に向けた準備に関してですけれども、内閣府で開催いたしました、都道府県・政令指定都市の男女共同参画の担当者の会議においても法務省の方に登壇していただき、改正法の概要について説明をしていただいたところ です。

さらに今後、各地域において、DV被害者の支援を行う方々が相談支援を行うにあたって押さえておく必要がある論点、ポイントについて、理解を深めていただけるように、法務省の御協力をいただきながら、研修等の機会の活用にも取り組んでいきたいと考えております。

○法務省民事局

今いただいた御意見のとおり、パンフレットの記載の一部をもって何か語られることがないよう、私どもとしては正確な理解をしていただけるよう、丁寧な説明に今後も努めていきたいと思ひますし、いろいろな機会を通じて、関係府省庁の皆様方と協力させていただきたいと思ひております。

○外務省

未成年の旅券申請の際には、法定代理人である親権者の同意と署名を求めています。今般の民法等改正により、離婚後の共同親権の定めをすることができるようになったことに伴って、この親権者の同意については、具体的な運用をどうするのか、引き続き対応を検討し、法務省等への相談を行っているところ です。

なお、未成年の旅券の発給については原則として双方の親権者の同意が必要です。その関係で、法務省から御発言のあった修学旅行については、離婚後に共同親権であった場合、同居している親が賛成していて別居する親が反対している場合でも、学校行事への参加は「日常の行為」に該当し父母の一方が単独でその決定をすることができるという説明でしたが、海外に行く修学旅行で新しく未成年の旅券の発給が必要だった場合にはどうなるのかと考えると、未成年の子の旅券の発給については、やはり基本的に双方の親権者が同意して行うことが必要な行為になると考えています。

今後とも各省庁の取組も参考にしながら、鋭意検討を進めていきます。

○法務省民事局

旅券の関係、引き続き、連携を取らせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○文部科学省

法務省に作っていただいたパンフレットですけれども、我々も教育委員会、そして学校に周知をさせていただきました。こうした取組を通して、今回の法改正の内容については、引き続き関係機関にしっかりと周知を、皆さんと協力して図っていきたいと思います。

その上で申し上げれば、今、修学旅行の話も出ていましたが、実際の学校現場において様々な問題が生じることが懸念されている中には、やっぱりこれからまとめていくQ&Aでしょうか。そういった細かいところで、しっかりと国が、最後は個別具体の判断ですよと任せたりせず、しっかりとできる限りのことを学校現場、そしてまた教育関係者に対して示すことが重要だと思っております。

その点、申し上げますと、我々からもいろいろと御意見を出させていただいてますけれども、本当に特に教育委員会や学校は、保護者の状況を一次的に知り得る立場にございません。どうやって知ったらいいかが分からない中であって、その対応についてぜひこれは法務省さんをはじめとする関係省庁のお知恵をいただきたいと思います。

今のQ&Aのドラフトの中には、親権者がそういった状況になったときには、学校等に対して、その旨の申告などを行うことが望ましいという文案が書かれていますけれども、これは学校側が望ましい、望ましい、と親権者に言っても伝わらないのであって、ぜひ裁判手続ですとかの中で、当事者が、保護者がそういった状態になったときに、このことを学校にも申告してくださいという形にして、しっかりした形で申告してくださいということで、学校が了知できるような状況を作っていただきたいと思います。

その上で、今の修学旅行のケースではないですけれども、実際に学校現場を巡って、教育活動を巡って、親権者同士の意見が食い違うというケースが十分に想定されます。そのときに、学校の先生方は、当然両方のお話を聞きながら、子の意見を尊重しながら、法の趣旨に則って対応するのですけれども、そんな中であって、事実関係が分からないとどうしようもないという状況がありますので、それは学校や教育委員会が一次的に知れる立場でないことを踏まえて、

何か皆様に御協力いただけるようなことを打ち出していただきたいと、ぜひ考えております。

その上で、従来からQ&Aの方にも質問という形で書かせていただいていますけれども、そうした現場レベルでの様々な混乱といいたししょうか、対応に困るような状況が出たときへの相談窓口、こうしたことについても、学校や校長先生はどこに相談すればいいのか分かりませんので、ぜひ学校の方にはお知らせしたいと思っていますので、御協力をいただければと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。

○法務省民事局

Q&Aの関係でいろいろやり取り等もさせていただいているところです。学校の現場の御意見等を十分伺いながら、協議を進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省

社会・援護局総務課女性支援室です。現在の周知状況や今後の取組に関して少しお話させていただければと思います。

まず、法務省で作成されたパンフレットの趣旨については、先ほど内閣府からお話しされたものと同様ですが、我々の方でも、内閣府の男女共同参画局と連携をして、DV被害者からの相談等の窓口となっている配偶者暴力相談支援センターと女性支援事業の各都道府県の主管課に対して、昨年12月に周知のための通知を発出したところでございます。

周知の際には、配暴センターや女性相談の都道府県の窓口のほかにも、例えばDV被害者の支援を行う民間団体等に対しても、同様に情報提供を行うようお願いしたところでございます。

法律の改正の内容に関しては、このような形で今後も周知に努めていきたいと思っておりますけれども、今後作成するQ&Aの中でも、現場の疑問に答えていきたいと思っております。先ほど内閣府からもお話がありましたが、現場の窓口の人間がきちんと法律の解釈も含めて相談者に正確に伝えられるようにすることが重要と考えています。また、今後の支援に関しては、現場の相談員やDV被害者の方、支援団体の方等から、法律の改正によって、特にDV被害者の方が例えば保護を受けにくくなるのではないかと、共同親権が原則という形で法律が改正されたことによって支援が受けにくくなってしま、現場が萎縮してしま

うのではないかと、といったような声も届いているところです。

ですので、やはりQ&Aの作成に関しても、まだ内容については関係省庁と相談しているところですが、現場のそういった疑問にある程度答えられるようなものにしたいというふうに思っております。また、特にDV被害者や支援団体の方からは、今回、単独親権が認められる場合として「急迫の事情」の解釈が示され、DV被害を受けた方の場合はこれに該当するという旨がパンフレットの方でも記載されておりますけれども、実際、最終的に家裁の方でどう判断されるか、という点も心配されているようなところもあり、やはりDVの実態とか、どういう状況にあるのか、なぜ共同親権が難しいのか、といったようなところも含めて、例えば家裁の方ですとか、我々の方もそうですけれども、お互いに現状を、より現場で理解し合えるような形にしていくことも大事なかなというふうに思っております。

このため、今後の施行に向けた準備としても、法務省はじめ、関係省庁の皆さんとも連携をさせていただいて、御協力をいただきながら、そういった現場の担当者の間でお互いに理解を深めるような部分、法律の内容だけではなくて、現場のDV被害者の方がどういう状況にあるのかといったところ、相談の内容等も含めて、例えば一緒に研修会等を開催して、周知をしていくといった対応も今後考えられるかなというふうに思いますので、今後DV被害者の方への支援が、法律が改正される前と同様に、きちんと寄り添った形でできるように、その部分の連携をぜひ引き続きよろしくお願いできればと思います。

○法務省民事局

せっかくこういう場が設けられておりますので、こういった場を活用しながら、あるいはここでできているネットワークを使いながら、いろいろな形で御協力させていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

○総務省

住民制度課です。色々なお話がありまして、当事者団体に丁寧に説明していくとか、そういう必要はあると思うのですが、市町村とか、自治体の方でも、いろいろな事務を行っていく上で影響があるので、自治体向けにも、何か説明会みたいなことをやっていただけるといいのではないかなというふうに思っておりますが、まずはこのQ&Aを作るということだと思いますけれども、

Q&Aを作ったあとに、自治体だけかどうか分かりませんが、何か法務省で説明会とか開催していただければ、また自治体向けについては総務省も一緒にやらせたいと思いますし、その他、何か今の御計画があれば教えていただきたいと思います。

○法務省民事局

法務省としても、自治体の方々にもしっかりとさせていただきたいということで、今回パンフレットも作らせていただいて配布もさせていただいております。

いくつかの自治体から御要望いただいて御説明させていただいたことはあるのですが、全ての自治体に我々が出向いて行うということは難しく、どういう形で周知するのがいいのかなというのはいろいろ悩んでいるところです。

今回、簡単な動画を作らせていただいたということも、その一環でして、まず、そういったものも活用していただき、さらに、Q&Aができたあとは、その内容の説明であるとか、必要な研修のあり方については、ぜひいろいろ御相談させていただければと思います。

○総務省

個別に自治体を訪問するとか、そういうことはとてもきりがないので、例えば、法務省でも、戸籍の氏名のふりがなの記載とかは、昨年オンラインで全国市町村向けの説明会を、夏と冬と2回ほどやられていますし、今年も法務省、総務省、デジタル庁の3者で全国の市町村向けの説明会をオンラインでやる予定にしています。

今はオンラインで簡単にできますので、日時を指定して、2日ぐらい設けて、出られる回に来てくださいというような感じでやればいいと思いますし、説明した上で、その場で質疑を受けなくても、質疑は後日、その質問があれば出してくださいというような形でやるとか、そういう簡便な方法もできるような時代になっていますので、今後、国会でもいろいろご発言があるのではないかなというふうにも思っておりますが、また法務省においても、ぜひ自治体の説明について御検討いただければというふうに思いますし、また御相談させていただきたいと思います。

○法務省民事局

今いただいたお話もぜひ参考にさせていただきながら考えたいと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

積極的な御発言ありがとうございました。今後もこういった形での会議をしっかりと継続して連携を取っていきたいと思います。

次回会議ですけれども、Q&A形式での解説資料についての検討状況、作業状況であるとか、その他の情報共有を図るべき取組の状況を踏まえて、次回の日程を検討したいと思っております。具体的な日程については、追って事務的に調整させていただければと思います。